



おとべ

議会だより

第 163 号

令和 2 年 8 月



乙部のブロッコリーが最盛期!!!

乙部町特産のブロッコリーが旬の時期を迎え、姫川にある集荷場において、一つ一つ丁寧に選別・箱詰作業が進められております。

10月中旬までが旬のブロッコリー、このおいしさを町内の皆さんにはもちろん、町外の方にも発信していただければと思います。

- 第 2 回定例会で審議して決まったこと … P. 2
- 一 般 質 問 …………… P. 4
- 臨時会の開催について …………… P. 12
- 委員会の活動報告 …………… P. 14
- 議会のうごき …………… P. 16

第2回乙部町議会定例会



令和2年度一般会計補正予算などを可決

第2回定例会

審議して決まったこと

令和2年第2回乙部町議会定例会が6月17日に招集され、会期を1日間と決めました。今定例会は令和2年度一般会計補正予算などの提出案件が計15件あり、いずれも原案のとおり可決しました。

また、一般質問では由利議員、倉持議員、田中議員、澤田議員、安岡議員の5名が町政に関する考えを質し、同日閉会しました。

専決処分

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第3回)

歳入では、ふるさと創生事業推進基金取崩しの追加、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業継続支援助成金の追加を行い、歳入・歳出それぞれ350万円を追加し、総額を42億5877万5千円としました。

■乙部町税条例の一部を改正する条例

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」並びに「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことから、賦課事務

等を円滑に進めるため、条例の一部改正を行いました。

補正予算

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第4回)

歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、住宅リフォーム推進事業委託料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ2億6978万2千円を追加し、総額を45億2855万7千円としました。

■令和2年度乙部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)

歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、修繕料の追加を行い、歳入・歳出それぞれ257万4

千円を追加し、総額を1億2216万8千円としました。

■令和2年度乙部町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)

収益的収入では、医療外収益の他会計負担金の追加、収益的支出では、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る医療消耗品の購入に伴う材料費の追加を行い、収益的収入・支出それぞれ101万7千円を追加し、総額を4億9202万6千円としました。

資本的収入および支出では、来年度スプリンクラー設備の設置に伴い、収入において企業債の追加、支出において委託料の追加を行いました。

条例の改正

■乙部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正され、3歳以降の受け皿として必要な連携施設などに関する基準が変更となったことから、一部を改正しました。

■乙部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、3歳以降の受け皿として必要な連携施設などに関する基準が変更となったことから、一部を改正しました。

■乙部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が見直されたことに伴い、一部を改正しました。

■乙部町介護保険条例の一部を改正する条例

昨年行われた消費税率10%への引き上げに合わせ、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うため、一部を改正しました。

その他

■乙部町過疎地域自立促進市町村計画の変更

今年度計画している事業に過疎対策事業債を充当するため、計画の変更を行いました。

契約の締結

■元和1号線災害防除工事請負契約の締結

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、6月11日の競争入札の結果を、次のとおり議決しました。

○元和1号線災害防除工事

・契約金額

599.5万円

・契約の相手方

(株)林組

同意

■乙部町農業委員会委員の選任

乙部町農業委員会委員の任期が満了となるため、次の6名を選任することに同意しました。

- ・大川 淳一氏（富岡）
- ・小林 星子氏（姫川）
- ・由利 慎司氏（栄浜）
- ・永淵 稔雄氏（富岡）
- ・米坂 貞男氏（旭岱）
- ・原田 甚一氏（姫川）

意見書を採択

■林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

原案のとおり意見書案を可決し、内閣総理大臣はじめ、関係省庁へ送付しました。

議員の派遣

議員2名に招集依頼があったため、令和2年7月7日開催の令和2年第1回檜山広域行政組合議会臨時会へ、派遣することに決定しました。

各委員会から申し出のとおり決定しました。

諸般の報告

会議に先立ち、議長から次の事項について報告がされました。

閉会中の継続調査

■総務民教常任委員会

①各施設における新型コロナウイルス感染症対策の現況について

■産業建設常任委員会

①町道姫川富岡線及び町道旭岱鳥山線の現況について（現地調査）

■議会運営委員会

〔調査事件〕
①議会の運営に関する事項
②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
③議長の諮問等に関する事項

・檜山広域行政組合議会及び南部松山衛生処理組合議会に関する事項
・監査委員からの例月出納検査報告
・各常任委員会の閉会中の継続調査事件の報告
・議会展行報告

一般質問

第2回定例会では由利議員、倉持議員、田中議員、澤田議員、岡議員の5名が質問に立ち、町政に対する考え方を質す、計8項目の質問がありました。

質問

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 乙部町コミュニティバスについて

由利慎司議員



答弁者

寺島町長

による経済への影響は計り知れないもので、戦後最大級の窮状とされております。

国・道は、大規模な補正予算を組み、感染症関連の対策を取っていくこととなりますが、安心して生活を送るには、相当な期間と労力がかかり、予断の許さない状況であると認識しております。

また、感染症の事態の影響により、感染者と非感染者、医療関係者と非関係者、高齢者と若者、帰省者とふるさと住民など、分断と対立の構図ができ、誹謗中傷が行われる悲しい出来事もありました。

この様な人間関係の修復にも、やはり時間と労力が費やされるだろうと考えております。

さて、ご質問の一次産業への対策でございますが、農業においては、春の農作業、イチゴ・アスパラなどの収穫を終え、今月末からは、町の主要作物であります、ブロッコリーの収穫が始まることとなります。

農家経営の新型コロナウイルス感染症による影響については、本格的に農作物の収穫を迎える秋において、出荷量、また価格にどのような影響が出るのか、今後の状況を注視しながら、国の制度等も活用し、また、町独自の支援策を検討した中で、効果的な支援策を講じて参りたいと考えております。

漁業においては、水産物の需要低下により、魚価が低迷し、漁業所得の減少に影響が出るものと考えられます。

このことは、先ほど行政報告の中でも触れさせていただきました。

乙部町として、漁業者の経営安定のため、町独自の支援策として、今定例会に補正予算の計上をお願いしているところであります。

今回の議会において、商工業者等への支援金及び、漁業者等への助成金を計上しておりますが、今後、議会の皆さんと一緒に、国の支援制度の動向や、町の財政

質問①

まず1点目、新型コロナウイルス感染症について、お伺いいたします。

急速に蔓延しておりますこの新型コロナウイルス感染症は、身体に現れる症状にとどまらず全国的に沢山の方々に不安や悲しみを与えている感染症です。

乙部町におかれましては現在まで感染者は確認されておりませんが、各産業、各種イベントなど各方面で被害が発生しております。

そういった中でも当町では先駆けて「乙部町中

小企業融資制度」や、「スマイル商品券」など町民の為になる制度を迅速に対応していただき誠にありがとうございます。

しかしながら、これからこの感染症が長引くと中小企業にとどまらず乙部町の基幹産業であります一次産業にも更なる被害が発生してまいります。

緊急事態宣言は解除されましたが、これから発生する問題など国が対応出来ない部分をどのようにして乙部町として解消されていくのかお伺いいたします。

世界各地で感染の猛威を振るっている新型コロナウイルスは、その中心を、北半球から南半球へと移しながらも、累計感染者は800万人を超え、その勢力は収束に向かうことなく、未だ世界中を混乱に陥れているところであります。

我が国においても、今までに経験のない惨事であり、緊急事態宣言が発せられ、感染者の増加と有名人の訃報、医療体制の危惧と死に繋がる重症化のリスクの情報により、私たちは、不安におびえる状況に追い込まれました。

人の動きを止めること

状況等を見極めながら、農漁業など一次産業を始め、町全体にわたって生活に不安なく、安心して暮らせるような支援対策を、切れ目なく実施して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

質問②

② 昨年の定例会でもご質問させていただきましたが、このコミュニティバスは交通弱者にとって非常に利便性が良い交通手段になります。

その後の協議会の発足や、進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

また、買い物について「買い物に行くための交通手段を充実してほしい」と町民の方々よりご要望をいただいております。

このご要望はコミュニティバスと関連性が高いと思われるが、その点も含めて町長の今後の方針をお伺いいたします。

答弁者

萬木副町長

由利議員からは、昨年の第3回定例議会にご質問いただいておりますけれども、町としても、この重要性を認識しております、また、由利議員がお話しの様に、コミュニティバスなど、まさにその地域の交通手段としては、利用者のニーズに沿った運行が可能であり、効果的で利便な交通手段と考えております。

ただ、ご承知のとおり、乙部町の場合は、国道229号線を民間の路線バスが運行しており、その兼ね合いの調整と経営など、課題も多いのではなにかと考えております。

町としましては、今日の高齢化など、社会的流れの中で検討課題であると考え、役場内において、乙部町の交通問題に関する担当課長会議を2回ほど開催しており、乙部町内の公共交通の現状・課題等について、協議しているところであり、特に、

高齢者や高校生等の通学等も含めて、現在、路線バスや通学バスの運行されている運送事業者の考え方についても、情報収集を行っているところであります。

さらに、今回全世帯に町民アンケート調査をお願いし、現在集計作業を行っているところでありますが、町民のみならずの考えや要望など、アンケート調査での意向も取り入れながら、協議等を行って参りたいと考えております。

なお、ご質問の協議会につきましては、平成31年3月に、道路運送法に基づく、地域公共交通会議を設置しており、今後の地域交通・コミュニティバス等の在り方を含め、議論を進める予定となっております。

また、買い物等への交通手段についてでありますが、現在、民間バスが1日8往復運行しておりますけれども、乗車数も、低調であることから、利用者、特に高校生の下校時のニーズに沿ったダイ

ヤ改正を要望してありますけれども、ダイヤの接続や職員の確保など、厳しい状況にあるようにあります。

いずれにしましても、高齢者や運転免許証を返納された方々など、町内実情から見ても、町民の足を守るということは大変重要な課題でもありますので、早急に進めてい

かなければと考えております。

なお、地域交通の運営等については、関係機関の許認可や、運送事業者との調整、さらには国などへの補助採択の有無等についても、時間を要することになるかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

質問

1 乙部町障害者活躍推進計画について

倉持 篤議員



乙部町ホームページ内にあります乙部町の取り組み欄から、障害者活躍推進計画についてご質問いたします。

乙部町障害者活躍推進計画につきましては、私

自身、障がい支援への取り組み事業を行っており、まさに今、障がい施設利用者には勇気と希望の持てる取り組みと思いい計画書の中身を確認いたしました。

この計画内容につきま

しては、先ず乙部町及び乙部町教育委員会が障害者雇用促進法に基づいた中での、障がい者を雇うという解釈でよろしいのでしょうか。

この計画は、障がい者にとって社会進出・社会復帰といった極めて重要な事となりますが、2018年に発覚した障がい者雇用に関する不祥事で、省庁及び地方自治体等の公的機関において、障がい者手帳の交付に至らな

い等、障がい者に該当しない者を障がい者として雇用し、その結果として障がい者の雇用率が水増しされていた問題がありました。

障がい者雇用では、様々な問題点を一つ一つ時間を掛けてクリアにしなければならぬ訳ですが、この障害者活躍推進計画内容を見ると、目標

①の採用に関する目標表記では、「障害者雇用率…当該年6月1日時点の法定雇用率以上」と記され、②の雇用後の定着に関する目標事項では、「不本意な離職者を極力生じさせない。」のような記載です。

本気で、障がい者の活躍の場として雇用を進めるのであれば、目標部分にあるような雇用率、それを考えるのではなく、当事者となる方々の強い意志や実力を発揮出来るような環境を作りあげ、障がい者目線で目標に向かえる内容にしていたいただきたいと思っております。2020年2月21日に厚生労働省は、国の35行

政機関すべてが、2019年12月末時点で公的機関の法定雇用率(2・5%)を満たしたと発表した中で、国が主とした取り組みの一環なのでしようが、この取り組みにおいても、当事者となる障がい者やその家族への配慮の部分に欠けていると私は考えました。

捉え方の違いかもしれませんが、その証拠に、取組内容の③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理の項目の欄で、「採用・募集に当たっては、以下の取扱いを行わない。」と記され、「特定の障害を排除し、又は、特定の障害に限定する。」と記載されています。

特定の障害とは何なのでしょうか、又、「特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する」と記載、町としては就労支援機関への通達を行っているのでしょうか。

この文面を見た時に私は、非常に分かりにくく、まぎらわしいと思いましたが、始めにも言いましたが、

障がい者及びその家族には、希望といえる取り組みだと私は思っております。国主体の取り組みという所から、私は各市町村の障がい者活躍推進計画書を確認させていただきました。

何処も同じ文面かと思いましたが、独自の内容を盛り込んだ市町村も多くありました。

国からの項目をただ載せるだけではなく、この取り組みやこの他の取り組みでも、当然乙部町が主体となり、各機関や企業、当事者となる障がい者やその家族の協力をいただき、障がいがあっても当たり前前に社会に出て、当り前に働くことが出来る環境を整えていただきたいと思えますし、町長が目指す、町全体をバリアフリー化する必要性についての部分でも、一体感が生まれると思えます。

質問事項といたしましては、乙部町として計画内の障がい者雇用をどの様に進めていくのか。

受入れる障がいの種類によって必要な環境整備

の内容は異なると思いません。

現環境のまま雇用推進を行うのでしょうか。

2つ目は、計画書の内容を、障がい者やその家族に分かりやすく周知するための方法は何なのでしょうか。

例えば、視覚障がい者にはどの様に周知するのでしょうか。

聴覚障がい者への対応はどうなのでしょうか。

乙部町としてのご回答をよろしくお願いいたします。

答弁者

寺島町長

乙部町職員の採用につきましては、渡島檜山町村会が合同で実施しております、渡島檜山管内町職員採用試験に合格された中から、面接を経て採用しております。

倉持議員の質問にありますが、乙部町障害者活躍推進計画は、公務部門において、障害者の活躍の場の拡大のための取り組み

を実施することを記しており、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者活躍推進計画作成指針の規定に基づき、乙部町障害者活躍推進計画は作成されております。

この計画に基づき、募集採用に当たっては、障害を理由に、その応募者を排除することをしないということとしております。

また、障害者を採用する場合、あるいは職員が身体に障害を持った場合には、設備・器具等の整備や、各種取り組みを検討することとしております。

ご質問の①につきましては、採用試験に合格し、業務遂行が可能であれば、障害のある方でも可能な業務を検討し、採用していくこととなります。

環境の整備につきましては、倉持議員のおっしゃるとおり、多種多様の障害があることから、採用の決定後、検討していくこととしております。

ご質問の②につきましては、職員採用等の基準

でもある、乙部町障害者活躍推進計画は、ホームページ等に掲載しておりますが、障害が多種多様なことから、個々の状況に合わせて様々な伝達方法で対応しておりますので、本人、ご家族あるいはそれに代わる人のご相談をいただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、付け加えさせていただきますと、倉持議員ご質問の中にありました、2018年にありました、障害者雇用に対する不祥事、こちらのほうは、当町では全く無かつたということを一応お伝えします。

質問

1 誰もが安心・安全で住み続けられる「まち」づくりを目指して

- ① 介護保険制度の維持と施策の在り方について
- ② 地域経済の活性化と持続可能な諸施策の推進について

田中義人議員



質問①

介護が必要な高齢者や、身体に障害を持っていて人達を、社会全体で支えるという制度の原点に立ち、持続可能な制度としてスタートしてから、本年4月で20年の歳月を迎えております。

国は大旨3年に一度、介護保険制度の見直しを

するとされており、これは増え続けるサービス料を抑制するために、所得制限や自己負担を引き上げたり、さらに介護施設への入所要件を厳しくしている実態にあります。

因みに、介護保険制度の概要は、40歳以上の人が、国・自治体が負担する公

費、加えてそれぞれの利用者の自己負担で賄うサービス原則とし、65歳以上の人たちや、身体に障害を持つている人達が必要に応じて利用できる事業内容であると理解をしていますが、国は費用を抑制するため、要介護「1・2」の訪問介護のうち、軽微な家事援助に係るサービスを介護保険から外し、自治体の事業に移行すべきとの議論もなされています。

現実問題として、私たちの「まち」の実情を見ると、少子高齢化と人口減少が進み、高齢化率も50%になろうとしています。

正に2人に1人が高齢者で、高齢者が高齢者のケアをするという「老老介護」に直面すると言っても過言ではないと考えています。

自治体の中では、高齢化の進行でサービスの利用が増加し、費用が膨張することで財源の確保が見込めず、制度を維持することに、先行きを不安視する自治体もあるとさ

れています。

サービスが増加し、費用の負担が膨張しても、今以上、高齢者に過度の負担を強いることは限界であると考えます。

介護保険制度を利用し、町民みなさんが未来永劫、安心・安全に住み続けられるためにも、75歳以上の人口が65歳から74歳までを上回る、つまり「高齢者の高齢化」の構成割合を変えなければならぬと思います。

地域産業の振興と雇用の創出を図り、若者が定着できる少子化対策を推進すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

答弁者

町中町民課長

私たちも田中議員が危惧されているところ、同じでございます。

残念ながら人口の構成を変える事は難しいため、これからもう考えた形態が続くものと考えられます。

今後も介護サービスを

利用する人が増え、介護保険料が膨らむ状況は変わりありません。

しかし、支える側が少ない中で、現状を改善するためには、高齢になっても元気で過ごしていただき、介護サービスの利用量、サービスの回数です、お金ではなく回数、お金の減らすこと、もちろんこれは意図的ではなく、強制的ではなく、自然に本人が持つ力で、できるだけサービスを使わなくてもいい状況を示しますが、人口構成からはサービスを利用する世代の人がまだ増えると考えられています。そのため自ずとサービスの利用する量も増えてくるでしょう。

しかし、何もせずにその時を迎えるのではなく、少しでもサービスを受ける時期を遅らせる、又は、使用すべきサービスよりも少ないサービス量で間に合うだけの自立した生活を過ごしていただく、人と会う、話す、働く、遊ぶ、楽しむ、そして食べる、当たり前のことですが、どれだけの人

がこれを実行しているでしようか、もちろん無理強いは出来ませんが、当事者ご本人に意識していただくことは非常に大切だというふうに思っております。

高齢になってから、一念発起というふうにはまいませんので、元氣なうちからこうしたことを頭に入れつつ、実際に活動していただくということが重要というふうに考えてございます。

声がけ、誘導をしていくことで、まだまだ在宅で過ごしていただける方がいらっしゃると思っておりますので、そのお手伝いのできればと思っております。

体操などの交流をはじめ、そうした場はあるにも関わらず進んで利用される方は、ほんの少しだけというふうに思っております。

もっともっと多くの方に参加していただきたいのですが、対象となる全ての方が実行できると思っております。

とで将来の若い世代への負担を少しでも軽くすることが出来る、強いては、制度の維持・継続に繋がる方法の一つというふうに考えています。

健康保険制度同様、生活をしていくうえで欠かすことのできない制度ではあります。介護が必要になるその時まで、我がごとと考えることが出来るに、この制度の一つの特徴といえます。

地道な活動かもしれませんが、健康づくり同様、今後も町民に対して働きかけを行い、介護予防の場面にもっともって参加していただけるよう、魅力ある企画、事業の推進を心掛けて参りたいと思っております。

質問②

平成から令和へと元号が変わり、迎える年は平和で躍動感に満ちあふ

れた年でありたいと、国民すべての共通の願いではなかつたかと思えます。

このような願いも束の間、世界が、そして日本列島がいつ終息するのか

知れない「新型コロナウイルス」感染拡大に世界中の人たちが震撼されたことは、記憶に新しいところでありませぬ。

国内では、主要7都府県に「緊急事態宣言」が発令、その後も収束の兆しが見られず、「新型コロナウイルス対策の特別措置法」に基づき、全国に「緊急事態宣言」が出され、北海道は感染防止の「警戒地域」に指定されました。

人の流動や物流・企業活動などに自粛の要請が求められ、見えない敵の恐怖に身構える日々が続き、国民生活や企業活動などが制約され、新型コロナウイルスが猛威を振るう2020年は、日本経済も劇的な厳しさに直面する見通しとされ、急激な雇用環境の悪化などで、コロナ疲れが深刻で、押しつぶされそうな、巣ごもり生活を余儀なくされ、国民生活は限界に達しているのではと思えます。

国は、緊急経済対策として、事業費規模で1

7兆1千億円を予算計上するなどで、国民生活や事業者を支援するとされています。

幸いにして、乙部町で感染の発症はなかつたものの、児童生徒の休校・園児たちの休園、医療機関においても、一部の診療行為を制限するなど、凶らずも町民生活においても影響があったものと考えています。

加えて、不要不急の外出が自粛されたことに伴い、個人消費が落ち込み、宿泊施設での予約キャンセル・生産活動をする事業者は製品の流通が滞り、経済的損失は計り知れないと思っております。

未だ先行きが見えない状況が続く中で、個人消費の低迷や、事業者の生産活動を下支えるため、町は国に先がけて関係機関と連携の下に、融資制度の確立や個人消費を喚起するため「スマイル商品券」を全町民に配布し、さらに給付事業として、宿泊事業者及び飲食事業者に対しての支援助成金の支給をしたとこ

ろであります。ウイルスの感染がいつ完全に終息するか見通しが立たない中で、消費を促し、事業者にかかる資金繰りを循環させ、切れ目のない活力のある地域経済対策を継続的に実施し、町民のみなさんや町内事業者に不安感を与えないためにも、インパクトのある施策として、所得水準の低い世帯や、資金繰りに支障をきたしている事業者に対し、町税に係る延納や徴収猶予をし、また、個人消費を拡大するため、再度「スマイル商品券」を発行するなど、大胆な振興策を講ずるべきと思えます。町長の考えをお尋ねいたします。

答弁者

寺島町長

田中議員もおっしゃっているように、平和で暮らしたい世の中であって欲しいと誰もが願う中で、令和の時代のスターが切られました。

ところが、誰もが予期

せぬ新型コロナウイルスによるパンデミックは、大きな生命や財産を脅かし、そして奪いました。

医療体制や経済を混乱させ、多くの人を未だに窮地に追い込んでおり、1日も早く安心できる生活になるよう、各分野の専門家の英知を総結集し、対策にあたつて欲しいと懇願しております。

特に田中議員がおっしゃっているように、経済に与えている影響は、未だかつてない甚大な状況であり、国は経済対策の対応のため、未曾有な多額の予算措置をされ、また、都道府県においても、地域経済の回復を図るべく、努力しておりますが、経済が上向き安定するには、相当な期間がかかると思われる。乙部町におきましては、現在のところ、新型コロナウイルスに感染された人はいませんが、これは町民の多くの皆さんが、この重大さを認識され、外出や生活の自粛をされた結果であり、また、飲食店をはじめ、各事業所

の皆さんが、営業の自粛や人の密を避ける対策を講じたお陰であるところからお礼申し上げます。であります。

町といたしましては、持続可能な地域経済を期し、いち早く町の基金や国の臨時交付金制度を活用し、各事業者の資金繰りの一助になるよう、融資に係る利子・保証料等の全額助成、町民の皆さんへのスマイル商品券の発行や、国の特別定額給付金の早期にお手元に届ける等、きめ細やかな対策を実施してまいります。

今定例会におきまして、商工業事業者への支援金及び、漁業者等への助成金を計上しておりますが、今後も議会の皆さんと一緒に、この感染症に関わる状況を注視し、国の支援制度の動向や、町の財政状況等を見極めながら、農業もそうですが、一次産業・商工観光業に従事する皆さんが、そして町全体、町民の皆さん、できるだけ多くの皆さんが安心して暮

らせるような対策、未来に希望が持てる施策を切れ目なく実施して参りたいと考えております。

少し具体性に乏しい回答となりますが、今日最良と思われる施策が、明日は感染症の状況によってはそうでなくなつてい

ることもありえます。いずれにいたしまして、有事・平時にあつても、町民の皆さんの暮らしの安全安心を守り、将来に希望が持てるよう全力を尽くしてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

質問 1 高齢層へのケア対策について

澤田一幸議員



現在、新型コロナウイルスの影響により、全国で今まで通りできた仕事や生活が、困難な状況になつております。

ただ、我が町「乙部町」は檜山管内でも逸早く、スマイル商品券での支援、又、宿泊施設・飲食事業者への支援は、町内外からも高評を得ています。更には今回、小売業やサービス業等の事業継続支援も取り進む方向であり、事業主も一刻も早い対応を待ち望んでおります。

は新型コロナウイルスにより、町道外へ在住している御家族、子どもやお孫さんと会うことが出来ない高齢者が多々あり、又、イベントや会合の中止等により、人との接触が減り、実際に「寂しい」といった声を良く聞かれ、逆に地方に在住している身内の方々が町内にいる、両親やご家族を心配されていると聞いております。

この様な事例に対して、他町では、家に「電話通話モニター」を設置して、安否確認をできる様な取り組みをしたり、他には、

体調が急変した際に、救急車が迅速に来てくれる「緊急コールスイッチ」を取り付けている等、様々な具体例はありますが、少しでも高齢者へ安心感を与える対策が必要であると考えますが、町長の見解をお伺いします。

答弁者 寺島町長

他町同様、乙部町においても、緊急通報装置の設置を行っております。

対象は概ね65歳以上の高齢者のみの世帯で、自己負担はございません。

ボタンを押すと、本人に代わって消防に連絡してくれるのですが、携帯電話の番号を押すと、あらかじめ登録したところに繋がるといふ機能と同じでございます。携帯電話をお持ちであれば設置する必要はないかと考えております。

携帯電話が普及する以前からのものであり、あくまでも携帯電話やスマートフォンを持って

ない、使うことが出来ない高齢者にとっては有効でありませんが、携帯電話やスマートフォンを当たり前に使いこなす世代が主となった場合、いずれその役割が取って代わるかもしれない。

テレビ電話等に関しては、遠方の家族と顔を見ながら会話ができ、地理的距離を縮めるという利点があります。新たな通信環境の整備は自己負担も大きくなります。

現状では、スマートフォンやタブレットをお持ちの方で、LINEなどのアプリが使用可能である方などに限られますが、個々にお持ちの携帯電話等を使うことが望ましいのではないのでしょうか。

今後はこうした機器の操作を気にすることなく、身近になった人工知能や人の動きをとらえる人感センサーなどが、高齢者の住まいの設備になりつつあり、新たな安心に変わるものと期待しております。心配な点もございません。機械は絶対では

なく、一昨年のブラックアウトの際に電気が使えなくなつた中、頼りとなつたのは、近隣の顔の見える関係者、自治会の方々、民生委員の存在であったことは記憶に新しいことでございます。

残念ながら、人口の減少と共に、高齢者の安否確認や暮らしの安定感・安心感を与える活動に携わる人が少なくなつていく現状ではあります。高齢者が容易に利用できる情報伝達機器と地域の人との交流を上手く組み合わせ、有効に活用することが望ましいと考えております。

新北海道スタイルの中で、サロン活動など、各活動を工夫しながら開催することに取り組んで参りたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの影響により、澤田議員がご質問の中で触れておりましたイベントや会合の中止は、やはり高齢者に留まらず、町民すべての生活に大きな影を落とすだろうと申し上げざるをえない所でありま

す。

イベント・会合の開催は、人の交流、地域の活性化に大きく寄与し、加えて経済効果においても相当なものがあると認識しております。

ですから、夏から秋の町内の大きなイベント開催の可否につきましては、苦渋の中での色々な意見もありましたが、中止の判断に至りました。

新型コロナウイルスは現在のところ、感染から発症までの潜伏期間が長く、感染者の中には、軽傷あるいは無自覚のまま行動し、他人へ移してしまふ危険があるとされており

ます。野外のイベントであれば、三密の状態になりにくいと考えがちですが、イベントの進行状況や会場の移設規模等、細部まで検証しましたところ、

人と人との距離を保つことや消毒作業など、感染防止対策を徹底するため、人員の確保が困難なことから、広域からの不特定多数の来場者、万が一感染者が出てしまった場合の

現在の時点では感染経路を追えないことなどが明らかになつたところでございます。

しかも、未だ収束せず感染者への警戒心や猜疑心を持つたままイベントを楽しむことが出来るのかということも、判断

の要因となっております。

イベント開催には、対策を講じるため、もう少し時間が必要であることをご理解くださいますようお願いいたします。

質問

- 1 新型コロナウイルス感染症対策と支援について
- 2 気候非常事態宣言について

安岡美穂 議員



質問①

この間、コロナウイルス感染症は、乙部町としては発症しておりませんが、全国でウイルスに感染された方々や、命を失つた方々には、お見舞いとご冥福を祈る次第です。

また、医療や介護現場、福祉施設等での現場で、コロナ危機の中において、仕事とはいえ、このように本当に感謝していることを伝えたいと思います。専門家会議及び政府は、

緊急事態宣言期間中はもちろん、解除された後も新型コロナウイルスは絶滅せず存在することを前提に、「長丁場での対応」、感染拡大を予防する「新しい生活様式」「コロナ時代の新たな日常」を提起しています。

町としてこれをどのように受け止め、今後、対応していくのか伺います。

①緊急事態宣言が一応解除されましたが、社会生活、経済活動は、まだまだ正常に戻った訳でな

い中で、医療と介護、そして子どもと安全と教育、中小企業の経営、小売店・サービス業含めての雇用、そして農林水産業等を守りながら、対応を考えなければならぬと思います。

地方創生臨時交付金第1次分については、町の事業計画に沿って、早い対応であり、国からの特別定額給付金1人10万円も、既に100%近い給付がなされました。この点については評価もしたいと思います。

先に述べたように、全体に行き渡ったことではありません。

また、教育面で、オンラインの授業設備やPCR検査の体制強化のためなど、国から様々な交付金の目的が示されるのでしようか。

地域創生臨時交付金第2次分はどの様に考えていますでしょうか。

②このウイルスに対するワクチンや特効薬がまだない中で、検査体制をしっかりとさせなければなりません。

PCR検査が簡易に行われる事が求められていますが、町村会はもとより、医師会、保健所、道立病院、国保病院とも連携し、近くの病院で検査が行われることができる様に、今は簡易に唾液でも検査ができるというように開発されているようですが、また、ドライブスルー方式も含めて、希望する人が検査できる様にしていただきたいと思いますが、伺います。

特に、医療・介護のようなりスクの管理が大事な場所は、職員・患者・入所者の方々の検査が最も必要と考えております。この点についても、ぜひお答えをいただきたいと思えます。

③コロナ危機の中では、災害への備えについては、このような感染者が発生しているさなかに、もしも災害が起きた場合のことを想定し、避難所や救助・医療体制について、自治体として考慮しておかなければならないと思えます。

今回の交付金の1次補

正で、段ボールベッドやマスク、そして除菌に関する備品が各地域の避難所に設置されたことは評価しています。

町政執行方針にも記載されていますが、今年度は、防災ハンドブックの更新も予定されていることから、より一層各地域と連携し、再確認しておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。伺います。

④特別定額給付金1人10万円ですが、国の基準は4月27日ですね、基準日以降に生まれる新生児にも同様に給付を拡大してはいかがでしょうか。

これから生まれてくる子供は、赤ちゃんは、既に4月28日には母親のお腹に命が宿っています。

まして、コロナ禍リスクの中であり、妊婦健診や出産を迎え、無事に生まれるまでの不安と苦労は、計り知れないものがあります。

ぜひ、臨時交付金2次補正でもいいのですが、できれば横出し・上積み

をしながらかつ付してあげてはいかがでしょうか。

答弁者

寺島町長

新型コロナウイルス感染症対策と支援についてのご質問でございますが、

先ほど、由利議員・田中議員・澤田議員のご質問にお答えいたしました。新型コロナウイルスはまさに世界中を混乱させている危険な感染症であり、我が国としても、国民の皆さんが今までの経験のないことであり、特に医療機関が大混乱に陥っていることは、国民生活が不安におびえている状況であり、一刻も早く安心して生活を送れることを願っております。

残念ながら現在でも、東京や北海道でも感染症が途絶えることはなく、終息にはまだまだ予断を許さない状況であります。

幸い乙部町では感染されたかたはおりませんが、今後も予防対策に意を用いながら、生活を続ける

ことなるうかと思っております。

しかしながら、経済への影響は大きく、乙部町においても、飲食事業者、宿泊事業者等、商工観光業については、感染症拡大前に戻ることは、大変厳しい状況であると認識しております。

また、医療・介護等については、ウイルス感染症に関連する大きな混乱はありませんが、病院経営につきましては外来患者の減少が大きく、経営に相当な影響が出ており、大変心配しているところでございます。

保育園や学校においても、大きな混乱もなく、徐々に平常に戻りつつありますが、長期の休みでの児童生徒への影響が考えられ、生活リズムを整えるにはまだまだ時間がかかるのではないかと思っております。

さて、ご質問の内容は、国の補正予算の第2次配分での事業計画でございますが、国では第2次補正が議決されました。

ところがまだ何の情報

もありませんので、内示等あり次第、地域の活性化や今後の各種事業の持続化に対する支援など、議会の皆さんと協議して参りたいと考えております。

また、PCR検査につきましては、国のマニュアルでは、新型コロナウイルス感染症の疑い患者は、保健所に相談の上、必要と判断された場合は感染症指定病院、乙部町の地域では道立江差病院にあたりますが、こちらの発熱外来を受診し、PCR検査が必要な際には、検体を採取し検査センターに依頼することとなっております。

なお、現在の状況では、道立江差病院や近隣の国保病院など医療機関、保健所が連携して検査を実施することは、専門職員の確保が困難であり、対応できる状況にはないとされております。

次に、災害等への備えですが、万が一、災害時にコロナウイルスが発生した場合の避難所につきましては、今回の教訓か

ら、備蓄センターには各避難所へ対応すべく、避難所のホールなどに部屋として区分可能なボードセット、段ボールベッド、消毒エタノール、不織布マスク、防護服などを感染症対策として備蓄することにしており、今後も対応を進めて参りたいと考えております。

なお、今申し上げました一部は、今回の補正予算に計上してあります。

また、特別定額給付金についてですが、4月27日以降に生まれた新生児に対しては、給付金の対象外となっております。現在も各種の支援策を実施しております。

2次配分の事業採択状況等を勘案してみるものの、今回の制度による給付のみと考えております。

質問②

地球温暖化に起因する気候変動が、人間社会や自然社会にとつて著しい脅威となっております。

近年、日本の各地でも、

猛暑、そして台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により、被害が発生しております。

作物の生育や海水温などの上昇により、藻場が減少し、漁業も深刻な影響を受けていると言われています。

経済面においても影響は計り知れません。

気温上昇は後戻りできない臨界点に達しつつあると言われ、今後10年の取り組みが重要というふうに言われております。

小さな町の取り組みとして、気候非常事態宣言を表明し、町民とともに、温室効果ガスCO₂排出量「実質ゼロ」をめざす運動を推進する考えはないでしょうか伺います。

答弁者

寺島町長

乙部町としては、他町に先駆け、相当以前から地域住民のご理解の下にきめ細やかな資源リサイクル運動を推進してきております。

さらに平成28年度に、二酸化炭素排出抑制対策事業、カーボンマネジメント強化事業を申請したところ、全国で3箇所でございますが、国の制度として採択され、安岡議員もご承知のとおり、町として平成29年度から令和元年度まで、地球温暖化対策実行計画の中で、役場庁舎、各小中学校、

町民会館、公民館等の公共施設の照明をLED化にを進め、各地域の街頭のLED化などを実施しております。

これにより二酸化炭素排出量の削減はもとより、大幅な経費の削減に努めてきたところでございます。

今後とも、町民の皆さんが安心安全な生活を享受し、さらに一層、誰もが納得できる省エネ対策に取り組んで参りたいと考えております。

臨時会を開催

第2回臨時会

4月8日に開催され、次の案件を審議し、議決を要する5件全てを原案のとおり可決しました。

■令和元年度乙部町一般会計補正予算(第6回)

歳入では、自動車重量譲与税の追加など、歳出では、減債基金積立金の追加などを行い、歳入歳出それぞれ5770万1千円を追加し、総額を44億5833万円としました。

■令和元年度乙部町介護保険特別会計補正予算(第5回)

歳入では、財政調整交付金の追加など、歳出では、地域密着型介護サービス給付費の追加を行い、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、総額を5億5602万8千円としました。

■乙部町町税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行となったことから、関連条項等を規定する改正が必要となり、専決処分しました。

■乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例が示され、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が施行されたことから、国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、専決処分しました。

■令和元年度乙部町繰越明許費繰越計算書

歳出予算の経費を翌年度に繰り越すために調整を行い、報告されました。

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第1回)

歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、町民「スマイル商品券」給付事業委託料の追加などを行い、歳入歳出それぞれ3212万1千円を追加し、総額を38億8930万4千円としました。

第3回臨時会

5月1日に開催され、次の案件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

■乙部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国で「新型コロナウイルス感染症」に関する国民健康保険の傷病手当支給に関する特例が定められたことから、感染若しくは恐れがある被保険者で、給与の支払いを受けている者に対し、傷病手当金支給に関わる規定の追加をしました。

■乙部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合で、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の給付の条例改正が行われ、新たに傷病手当金の申請受付事務の追加が必要ことから、条例の一部改正をしました。

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第2回)

歳入では、特別定額給付金給付費補助金の追加など、歳出では、特別定額給付金の追加などを行い、歳入歳出それぞれ3億6597万1千円を追加し、総額を42億5527万5千円としました。

■令和2年度乙部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

歳入では、特別調整交付金分(市町村向け)の追加、歳出では、傷病手当金の追加を行い、歳入歳出それぞれ35万円を追加し、総額を4億8659万8千円としました。



受賞おめでとうございます

明石 修二 議員

北海道町村議会議長会表彰



このたび北海道町村議会議長会から、25年間の議会活動に精力的に取り組んだ明石議員に対し自治功労表彰が贈られました。

これは、長年の議会活動を通じ、地方自治の振興発展に寄与された功績が認められたもので、6月17日招集の定例会開催に先立ち、林議長より、表彰状が伝達されました。

委員会の活動報告

総務民教常任委員会

■調査の経過

令和2年5月11日教育委員会関係職員の出席を求め、資料や現地で説明を受け調査した。

■調査の結果又は概要(意見)

①体育施設等の現状について (現地調査)

昭和54年3月に建築され、41年が経過した乙部町民体育館は、平成21年度大規模改修、28年度アリーナ窓改修、30年度屋上防水補修を経て、令和元年度カーボンマネージメント事業により、館内照明がLED化されている。

現地確認では、公民館と同様に館内清掃が行き届き綺麗に使用されていることが窺われたが、アリーナ床の経年劣化が進み、ささくれが至るところに多数発生しており、怪我の防止策として要所要所にガムテープが貼付されていたものの、さら

なる老朽化の進行や安全面について、思料される場所である。

また、給配水の改修も課題となっており、改修を行う際には時代に即して、トイレの一部の洋式化を願うと共に、少しでも長く施設利用が持続できるよう、今後も適正管理に努められたい。

昭和62年3月に建築され、33年が経過した乙部町民プールは、平成20年度層内シート防水施工、30年度LED化改修を行っているが、給配水及び外壁の改修が課題となっている。

現地確認では、体育館と同様に新型コロナウイルス感染症対策のため閉館となっていたが、緊急事態宣言の解除後、一刻も早いオープンを願うところであり、また、改修を行う際には利用者に配慮すべくトイレの一部を洋式化及びシャワー室の暖房化(断熱強化等)を願うと共に、少しでも長く施設利用が持続できる

よう、今後も適正管理に努められたい。

昭和57年6月に整備され、37年が経過した乙部町民グラウンドは、平成8年度グラウンド改修(土入れ・芝張り)を行ったが、強風による土の飛散は、グラウンド内の段差発生要因となり、躓きによる転倒等の危険性が危惧されことから、安全面で大きな利用支障となっている。

また、永年に亘る周辺住民への影響(住宅内外への土の侵入)も危惧されるが、今年度は土壤整備調査により真砂土を投入し、その経過を調査することとなっている。

現地確認では、良好な芝生の管理状況が確認できたものの、グラウンド内のマウンドが洗堀により消失し、また、芝生と境目に大きな段差が発生していることを確認した。強風の影響を強く受ける立地条件であることは言うまでもないが、今年度の調査により、真砂土の有効性が発揮されること期待し、その結果を注視したい。

また、次期改修等を検

討する際には時代に即して、野外トイレの一部の洋式化を願うと共に、少しでも長く施設利用が持続できるよう、今後も適正管理に努められたい。



乙部町町民体育館の現地調査の様子

②公民館の現状について (現地視察)

昭和58年11月に建築され、36年が経過した乙部町公民館は、令和元年度カーボンマネージメント事業により、館内照明がLED化され、今年度は講堂の音響改修を予定しているが、床下埋設されている暖房配管設備の老朽化が大きな課題となっており、解決策の模索に苦慮しているとのことだ

あった。現地確認では、館内清掃が行き届き綺麗に使用されていることが窺われた。

特に図書室では、2万7千冊もの蔵書が利用者への配慮により、整理整頓(工夫)されており、また、新型コロナウイルス感染症対策による利用人数の制限等(3人/回、5~6人/家族)についても詳しく説明を受けた。施設の長寿命化は、多額の費用を要することから町全体としても大きな難題であり、少しでも長く施設利用が持続できるよう、今後も適正管理に努められたい。



乙部町図書室で説明を受ける委員

■調査の経過

令和2年5月13日産業課及び建設課関係職員の出席を求め、資料や現地での説明を受け調査した。

なお、乙部町漁船上架施設では、指定管理者となっているひやま漁業協同組合関係職員や開設以来、施設の運営管理に協力いただいている寺島造船所からも現地対応いただいた。

また、現地調査の後、町民課関係職員の対応により新築された「三ツ谷ふれあいセンター」の視察も合わせて行った。

■調査の結果又は概要(意見)
①野外緑地広場整備工事の完成状況について

(現地調査)

永年、懸案事項であった待望の元和台の遊具の整備が、野外緑地広場整備工事(工事費4137万1千円)により、令和2年3月16日で完成した



野外緑地広場の現地調査の様子

ことから、その状況について現地調査を行った。

調査の結果、遊具は野外緑地広場の中央部にバランス良く配置されており、幼児等にも配慮し、怪我防止のための安全対策が所要所に施され、また、当常任委員会も注視していた「安全で安心して利用できる遊具」が多数整備され、非常に利用し易い施設となっていた。

今後は、親子連れ等の憩いの場となることが大いに期待されることが

ら、広報等を活用し、リニューアル(全体写真等)のPRを積極的に進めていただきたい。

特に舟形遊具については、以前に設置されていた「わんぱく丸」と同様に元和台のシンボリックな遊具として、子供たちに末永く親しまれるよう持続的な維持管理に努められたい。

②乙部町漁船上架施設改良工事の完成状況について

(現地調査)

乙部町漁船上架施設は、平成9年の設置から22年が経過し、老朽化(塩害等)によるレール等の腐食が著しく、また、水中部に位置する船揚場斜路への過剰負荷等による不等沈下の影響から、一部、安全性が不安視されていたが、応急的対応により施設利用がなされていた。この度、改良工事が令和2年3月16日に完成したことから、その状況について現地調査を行った。全体工事費は3905

万円であり、主な改良内容はレール及びレールを固定するベースプレート等の交換、ワイヤースロープ等の設置となっている。

なお、財源については当初、乙部町漁業振興基金の取り崩しを予定していたが、財政課等の調整により、起債に振り替えできたことは、健全な町財政を維持するためには、必要不可欠であり、各部署が一丸となり連携した成果と評価できる。

調査の結果、全レールの交換及び施設改良により、施設が一新され、耐用年数がさらに延長されると共に上下架作業の安全性が確保されたことを確認した。

特に、乙部漁港管理者である北海道の単独事業(船揚場維持補修工事費800万円、北海道全額負担)により、斜路張りブロックの改良交換等を合わせて、行っていただいたことは、レールへの荷重分散及び均衡化によ



乙部町漁船上架施設で説明を受ける委員

町政はあなたのために

— 議会を傍聴しましょう —

- 町議会の定例会は年4回（3・6・9・12月）開催されます。
- 臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

★★★ 次の定例会は、9月です ★★★



議会のうごき

- R2. 3.11 令和2年第1回乙部町議会定例会・予算特別委員会
～18
- R2. 4. 8 令和2年第2回乙部町議会臨時会・議員全員協議会
- R2. 5. 1 令和2年第3回乙部町議会臨時会・議員全員協議会
- R2. 5.11 総務民教常任委員会（閉会中の継続調査）
- R2. 5.13 産業建設常任委員会（閉会中の継続調査）・議員全員協議会
- R2. 6. 3 議員全員協議会
- R2. 6. 8 総務民教常任協議会・委員会
- R2. 6.10 産業建設常任協議会・委員会
- R2. 6.12 議会運営委員会
- R2. 6.17 令和2年第2回乙部町議会定例会
- R2. 7. 9 檜山町村議会議長会臨時会（乙部町）

編集後記



例年であれば、様々なイベントや祭典が始まるうとする時期に入りましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、全てが中止となってしまうました。

大変残念なことではございますが、この自粛期間明けの乙部町が、これまで以上に元気な町になっっていることを願い、今は町民皆さんと共に力を合わせ、辛抱し、乗り越えましょう。

今後も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、皆さんのご意見等をお聞かせください。

【議会だより編集委員】

委員長 田中義人
副委員長 明石修二
委員 安岡美穂
委員 米坂貞男

